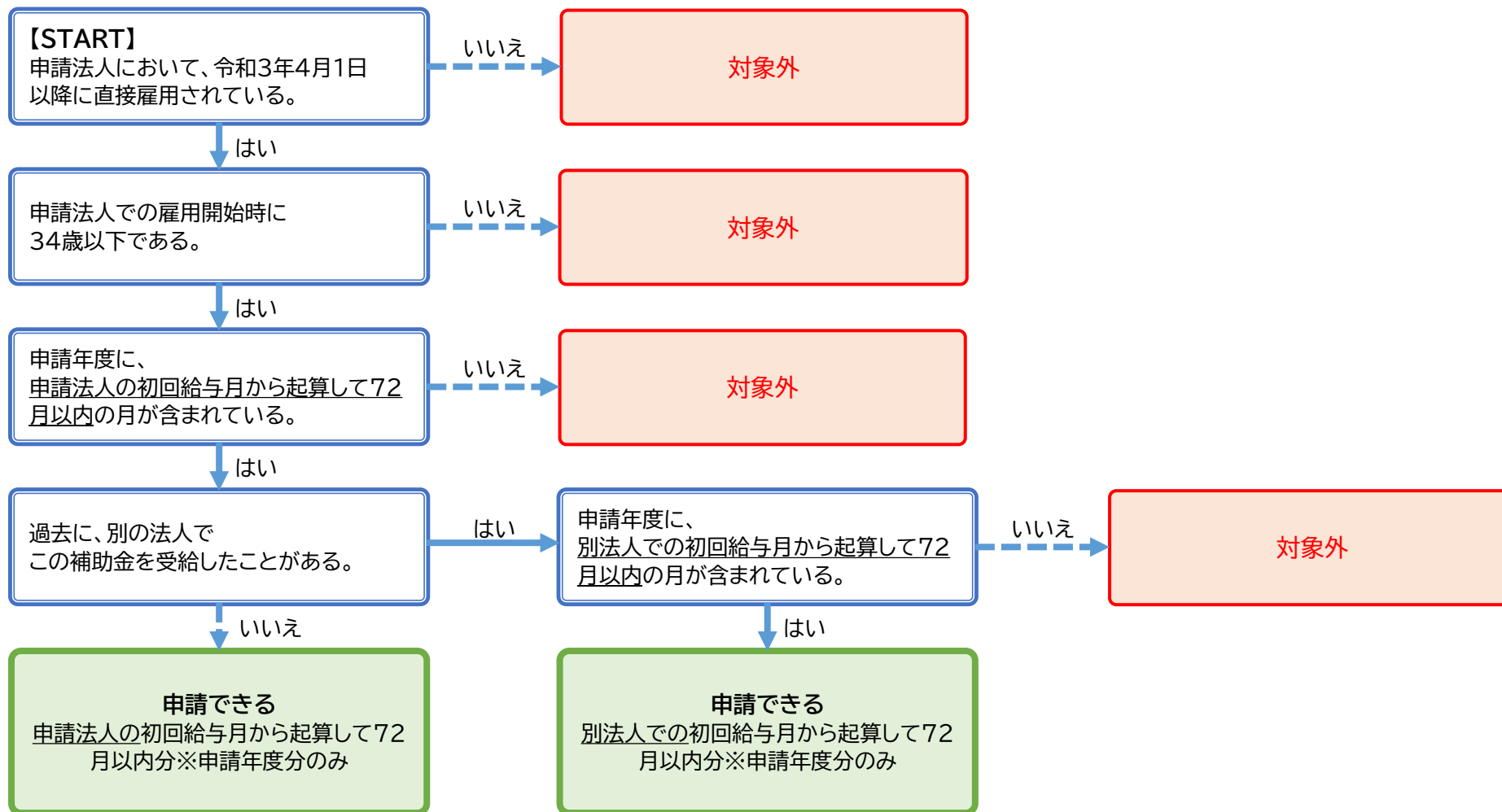


江東区障害福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金 対象職員判定フローチャート



次のすべての要件に該当しない月は対象外です。 ※②③④は月の初日時点で判定します

- ①所定・実労働時間が週20時間以上または80時間以上
- ②期間の定めがない職員である
- ③申請法人の役員である
- ④補助対象住居の要件を満たしている